

## 趣 意 書

「天草の崎津集落」を含む、世界文化遺産候補「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」は、平成30年夏の世界遺産登録を目指しています。

本資産は、これまで「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」として、平成28年に、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の諮問機関であるイコモス（国際記念物遺跡会議）の現地調査を受けたのち、世界遺産としての価値の見直しのため推薦書をいったん取り下げ、イコモスの助言を受けながら推薦書を再構築してまいりました。世界遺産としての価値の中心を教会建築から禁教期における信仰の継承に見直すとともに、名称についても「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」に変更となりました。

名称に「天草」が入ったことは、全国レベルで「天草」がますますクローズアップされることとなります。世界遺産が注目される今、天草の歴史と文化を再認識し、地域振興や観光振興へつなげるまたとない機会がございますので、天草地域2市1町では「天草地域世界遺産登録推進連絡会議」を設置し連携を図っていきたいと考えております。

天草地域の皆さまにおかれましては、連絡会議にご参加いただきまして、天草地域全体での世界遺産登録への機運醸成と、天草地方にあるキリシタン関連の歴史文化遺産の情報共有等による、歴史と文化を活かした天草地域の活性化にご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成29年1月19日

### 天草地域世界遺産登録推進連絡会議

会 長	天草市長	中村五木
副会長	上天草市長	堀江隆臣
〃	苓北町長	田嶋章二

（裏面に、会議会則がございます。）

## 天草地域世界遺産登録推進連絡会議会則

(名称及び目的)

第1条 この会は、天草地域世界遺産登録推進連絡会議(以下「連絡会議」という。)と称し、「天草の崎津集落」を構成資産に含む「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録への取り組みと、天草地方にあるキリシタン関連の歴史文化遺産(以下「天草地方のキリシタン関連遺産」という。)への理解を深め、将来へ継承し、これらの資産を地域づくりに活用していくための連絡等を目的とする。

(活動)

第2条 連絡会議は、目的のため以下の項目について、情報共有、意見交換及び協力・連携する。

- (1)長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産に関する事
- (2)天草地方のキリシタン関連遺産に関する事
- (3)その他必要な事項に関する事

(役員)

第3条 連絡会議に次の役員を置く。

- (1)会長 天草市長
- (2)副会長 上天草市長及び苓北町長

(役員の仕事)

第4条 会長は連絡会議を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これに代わる。

(会員)

第5条 連絡会議は、第1条の目的及び第2条の活動に賛同する者を会員とすることができる。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要と認めたときに開催する。

2 会議は会長が招集し議長となる。

(設置期間)

第7条 連絡会議の設置は、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録の年度末までとする。

(事務局)

第8条 連絡会議の事務を処理するために、天草市世界遺産推進室に事務局を置く。

附則 この会則は、平成29年1月19日から施行する。